

京都市告示第123号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和6年5月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収及び収納事務を委託しました。

令和6年4月12日

京都市長 松井 孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地  
アソビュー株式会社 東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F
- 2 京都市公金収納受託者に徴収及び収納事務を委託した歳入の種類  
元離宮二条城に係る入城料及び観覧料
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日  
令和6年4月1日
- 4 京都市公金収納受託者へ収納（又は徴収）事務を委託した日  
令和6年4月1日

(元離宮二条城事務所)